

**平成16年度において
母子家庭の母の就業の支援に関して
講じようとする施策**

第159回国会(常会)提出

この文書は、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）第3条第1項の規定に基づき、母子家庭の母の就業の支援に関して講じようとする施策を明らかにしたものである。

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意して下さい。

目次

第1章 就業支援に関する施策等

第1節	母子家庭の母の就業支援に関する施策	2
1	就業相談・就職支援	2
	(1) 母子自立支援員の配置	2
	(2) 母子家庭等就業・自立支援センター	2
	(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導	2
2	職業能力開発	2
	(1) 自立支援教育訓練給付金	2
	(2) 高等技能訓練促進費	3
	(3) 公共職業訓練の実施	3
	(4) 保育士資格の取得	3
3	雇用・就業機会の増大	4
	(1) 特定求職者雇用開発助成金	4
	(2) 常用雇用転換奨励金	4
	(3) トライアル雇用奨励金	4
	(4) たばこ事業法の許可基準の特例	4
	(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進	5
	(6) 特定事業推進モデル事業	5
第2節	母子家庭の母の就業に資する施策	6
1	女性のチャレンジ支援策の推進	6
2	男女の均等な機会の確保対策の推進	6
3	パートタイム労働対策の推進	6
4	仕事と家庭の両立支援対策の推進	6
5	両立支援ハローワーク	7
6	無料職業紹介事業者研修会	7
7	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画	7

第2章 生活支援に関する施策等

第1節	母子家庭の生活支援に関する施策	10
1	母子家庭等日常生活支援事業	10
2	子育て短期支援事業	10
3	ひとり親家庭生活支援事業	10
4	母子生活支援施設	10
5	居住の安定確保	10
第2節	保育等	12
1	保育所の整備	12
2	保育所への優先入所	12

3	延長保育	12
4	夜間保育	12
5	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	13
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	13

第3章 自立を促進するための経済的支援策等

1	児童扶養手当	16
2	母子福祉資金貸付金	16
3	養育費の確保策	16

第1章

就業支援に関する 施策等

1 就業相談・就職支援

(1) 母子自立支援員の配置

母子自立支援員は、母子家庭の抱えている問題を把握し、就業相談などその解決に必要な助言及び情報提供等を行い、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行う役割を担っており、国としても、引き続き、全国研修会を開催するなどその資質の向上を図るとともに、地方公共団体に対して適切な配置について助言する。

(2) 母子家庭等就業・自立支援センター

就業上の問題について助言を行う就業相談、求人開拓等を行う就業促進活動、資格の習得等を支援する就業支援講習会、母子家庭の母等に対し就業情報を提供する就業情報提供事業等、母子家庭等就業・自立支援センターが、各種の事業を適切に実施するよう、引き続き、努めていく。

また、母子家庭等就業・自立支援センター事業が多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-1）。

図表1-1-1 平成16（2004）年度における母子家庭等就業・自立支援センターの実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	合計(95)
実施自治体数(予定)	45か所	9か所	14か所	68か所
実施割合	95.7%	69.2%	40%	71.6%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）数字は平成16（2004）年2月現在で把握した予定数である。

(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導

今後とも、公共職業安定所において、母子家庭の母を含め、就職を望む者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施していく。

2 職業能力開発

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に当該母子家庭の母に対し経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業が多くの地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく（図表1-1-2）。

また、母子家庭の母が自立支援教育訓練給付金をより一層活用できるよう、教育訓練施設長

に対して、自立支援教育訓練給付金事業の内容や実施自治体などを連絡することとしている。

さらに、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等を母子家庭の母に周知していくよう、地方公共団体に対し、引き続き助言を行っていく。

図表1-1-2 平成16(2004)年度における自立支援教育訓練給付の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(674)	合計(769)
実施自治体数(予定)	45か所	7か所	24か所	239か所	315か所
実施割合	95.7%	53.8%	68.6%	35.5%	41.0%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)1. 数字は平成16(2004)年2月現在で把握した予定数である。

2. 「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ。)

(2) 高等技能訓練促進費

母子家庭の母が保育士等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に当該母子家庭の母に対し一定の手当を支給する高等技能訓練促進費事業が多く、地方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく(図表1-1-3)。

図表1-1-3 平成16(2004)年度における高等技能訓練促進費の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(674)	合計(769)
実施自治体数(予定)	37か所	6か所	24か所	192か所	259か所
実施割合	78.7%	46.2%	68.6%	28.5%	33.7%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字は平成16(2004)年2月現在で把握した予定数である。

(3) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、引き続き、訓練の受講を希望する者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんすることとし、これらの者のうち公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講するものには、雇用対策法に基づく訓練手当を支給する。

(4) 保育士資格の取得

保育士資格の取得に関しては、母子家庭等の就労を支援する観点から、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について

指定保育士養成施設において必修となっている保育実習について、家庭的保育事業に補助者として従事している者又は従事したことのある者に対して、実習の一部を免除できる

保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとし、高等学校等を卒業した者は2年、義務教育課程を卒業した者は5年の従事経験があれば試験を受験できる取扱いとしているところであり、引き続き、こうした取扱いについて周知を図っていく。

3 雇用・就業機会の増大

(1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、引き続き、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給する。

(2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母を常用雇用として雇用した場合に事業主に対して奨励金を支給する常用雇用転換奨励金事業が多くの方公共団体において実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等の場を通じて本事業の意義、必要性等を周知していく(図表1-1-4)。

図表1-1-4 平成16(2004)年度における常用雇用転換奨励金の実施予定

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(674)	合計(769)
実施自治体数(予定)	29か所	3か所	11か所	124か所	167か所
実施割合	61.7%	23.1%	31.4%	18.4%	21.7%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注)数字は平成16(2004)年2月現在で把握した予定数である。

(3) トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等は、子どもの養育との両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いこと就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にあるため、引き続き、これら母子家庭の母等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、求人者と求職者が相互に理解を深めるための試行雇用(トライアル雇用)制度を母子家庭の母等に対しても引き続き実施し、早期就職の促進を図っていく。

(4) たばこ事業法の許可基準の特例

たばこの小売販売業の許可に当たっては、平成16(2004)年度においても母子家庭の母の支援を行うこととし、母子及び寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に該当する者については、たばこの小売販売業の許可に際して適用している距離基準を緩和した距離を引き続き適用していくこととする。

(5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

地方公共団体等に対し、引き続き母子家庭施策担当者の全国会議の場等を通じ、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図っていく。

(6) 特定事業推進モデル事業

母子家庭の母の就業に結びつく先駆的な取組みを支援し、その結果、推奨すべきと認められた場合には全国的な普及展開を図っていく特定事業推進モデル事業の円滑な実施に努めていく。

1 女性のチャレンジ支援策の推進

平成15(2003)年度においては、支援機関や活躍している女性等をインターネット上で紹介する「チャレンジ・サイト」(<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>)を内閣府のホームページ上に構築したところである。平成16(2004)年度においては、このサイトの充実を図るとともに、新たに、再就職したい、起業したい、NPOを立ち上げたいなど考える女性を支援するために、女性センター・男女共同参画センター等を拠点として、地域における情報ネットワーク及び人的ネットワーク(「チャレンジ・ネットワーク」)の構築を進めることが必要であることから、関係機関が連携した推進体制を整備するためのモデル事業を実施し、その成果の全国普及を図ることとする。

また、農林水産省においては、引き続き、女性自らの意思による農業経営への参画を促進するため、女性のライフステージにあわせた研修、ホームページ等による様々な情報提供等を総合的に実施していくこととしている。

さらに、経済産業省においては、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徴求免除の特例等を旨とする融資制度により、引き続き、女性による開業・創業の支援を行っていく。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

積極的な行政指導により雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の履行確保を図るとともに、ポジティブ・アクションについては、企業に対する促進施策を積極的に展開する。

また、「女性と仕事の未来館」においても、セミナーや情報提供を行う等、引き続き働く女性を支援していくこととする。

3 パートタイム労働対策の推進

改正パートタイム労働指針に具体化された正社員とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇の考え方の社会的な浸透・定着を着実に進めていくため、均衡確保に向けた先駆的な取り組みを行う事業所を支援するとともに、取組事業所における先駆的な取組みが、業種・地域に波及するよう促す。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

育児・介護休業法の着実な履行確保を図るほか、仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業の普及促進、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネット等により提供

するフリーフリー・テレフォン事業の推進を引き続き図っていく。また、育児・介護等のために退職した者に対して、キャリアコンサルタントによる相談の実施等、再就職の準備のための計画的な取組みが行えるようきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」等を実施する。

5 両立支援ハローワーク

全国12か所に設置されている両立支援ハローワークにおいて、引き続き、母子家庭の母等、育児、家事、介護等の制約条件を抱えつつ職業に就こうとする者に対し、職業生活と家庭生活との両立が容易になるよう支援しながら、就業希望登録、離職期間中の職業情報の提供、職業講習、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行うとともに、就業希望登録制度を実施する。

6 無料職業紹介事業者研修会

引き続き、母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、職業相談・職業紹介に係るノウハウを無料職業紹介事業者に提供する無料職業紹介事業者研修会を行う。

7 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

少子化の進行等を踏まえ平成15（2003）年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、地方公共団体等は行動計画を策定することとされ、平成17（2005）年4月の施行に向けて行動計画の策定作業が進められることとなるが、この地方公共団体による行動計画等には、各地方公共団体の実情に応じた母子家庭の自立支援施策も盛り込まれることとなっている。

第2章

生活支援に関する 施策等

1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の着実な推進を図っていく。

2 子育て短期支援事業

母子家庭の母等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合のための短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の着実な推進を図っていく。

3 ひとり親家庭生活支援事業

生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業の着実な推進を図っていく。

4 母子生活支援施設

（1）母子生活支援施設と自立支援

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、当該母子を母子生活支援施設に入所させて、必要な生活指導を行い、就労も含め、社会的な自立を図っていく。

（2）母子生活支援施設の保育機能の活用

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供しており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

（3）小規模分園型母子生活支援施設の実施

近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などの小規模分園型母子生活支援施設において、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を行っており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

5 居住の安定確保

母子家庭等の居住の安定を確保を図るため、公営住宅について、引き続き、地方公共団体の判断による優先入居の活用を図る。また、都市基盤整備公団賃貸住宅についても、その募集に

際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行う。

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象とする取扱いを行っており、この取扱いを引き続き行っていく。

民間賃貸住宅については、引き続き、民間事業者による家賃債務保証サービスの取組状況の把握に努める。

1 保育所の整備

保育所の施設整備については、新エンゼルプランに基づく多機能保育所等の整備に加え、待機児童ゼロ作戦に基づき、待機児童解消を目指した受入れ児童数の増大を図るための保育所の緊急整備を引き続き行っていく。

「待機児童ゼロ作戦」においては、平成14（2003）年度から平成16（2004）年度までに計15万人の受入れ児童数の増大を図ることとされており、引き続き、待機児童解消のための保育所の創設、増築や低年齢児の受入れ拡大のための乳児室等の整備や余裕教室等を活用した改築整備の促進、保育所分園の整備の促進を図っていく。

また、新エンゼルプランを踏まえて老朽化している保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時保育事業のための保育室等の整備など地域の実情に応じつつ創意工夫を重ねて、積極的かつ効果的な整備を引き続き推進していく。

平成16（2004）年度の保育所の施設整備費としては、平成15（2003）年度税制改正に関連した少子化対策の一環として待機児童の多い市町村を中心に緊急整備を行うための経費を計上したところである。

2 保育所への優先入所

保育所への入所については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」を通知し、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っていく。

3 延長保育

11時間の開所時間の前後の時間において、さらにおおむね30分以上の延長保育を実施する延長保育事業については、新エンゼルプランに基づき推進を図っている。

平成16（2004）年度予算においては、対前年度で1,600か所増の13,100か所分、318億円の予算を計上し、引き続き推進を図っていく。

4 夜間保育

夜間の保育需要への対応を図るため、開所時間がおおむね午前11時から午後10時である保育所に対して、定員によって定まる保育単価に夜間保育所用加算分保育単価を加算している。

また、保育所地域活動事業において夜間保育所として必要となる経費（1か所当たり年額150万円）を補助する夜間保育推進事業については、平成16（2004）年度予算において対前年度同の60か所分、3千万円の予算を計上した。

5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期にある子どもを保育所や医療機関などに付設された施設で一時的に預かる乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を実施している。

この事業については、新エンゼルプランにおいて、平成16（2004）年度までに500市町村で実施することを目標としており、平成16（2004）年度予算においては、500市町村で実施するための予算を確保するほか、地方公共団体の取組みを促進するため国庫補助率を3分の1から2分の1に引き上げることとした。

6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、新エンゼルプラン及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）に基づき、平成16（2004）年度予算においては、対前年度800か所増の12,400か所分、87億円の予算を計上し、引き続き推進を図っていくこととしている。

なお、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先的に利用できるよう配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っていく。

第3章

自立を促進するための
経済的支援策等

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度については、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、就労支援事業等の内容を母子家庭の母に周知していくように地方公共団体に助言するなど、母子家庭の自立の促進に寄与するよう、引き続き、適切な運用に努めていく。

児童扶養手当の平成16（2004）年度の手当額は、全額支給の場合の月額が41,880円、一部支給の場合の月額が41,870円から9,880円までの10円きざみの額である。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

2 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母の経済的自立を助成するとともに生活意欲を助長し、その扶養している児童の福祉を増進するため、引き続き、母子福祉資金貸付金の適切な貸付けを実施していく。

また、平成16（2004）年度においては、新たに、就学支度資金の貸付限度額を、私立高校については36万円（平成15年度は30万円）に、私立大学については52万円（平成15年度は45万円）に引き上げることとしている。

3 養育費の確保策

引き続き、地方公共団体の相談業務において「養育費の手引き」を活用することなどにより、母子家庭の母等が養育費を確保できるよう支援していく。